

福山大学大学教育センター規則

平成26年4月1日制定 規則第94号

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成28年11月16日改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、福山大学学則第3条の2の規定に基づき、福山大学大学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、福山大学（以下「本学」という。）における教育システムの実質化を図るため、共通教育等全学教育の企画及び実施に関して主導的役割を果たすと共に、大学教育に関連する委員会の協力の下、全学的な視点から大学教育に関する調査、研究、企画、調整、研修等を行うことにより教育改革を進め、もって大学教育の質保証を図る事を目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 全学共通教育に関する企画、編成及び実施に関すること。
- 二 教育内容・教育方法の改善に係る全学的な企画、推進、組織的な研修（FD）に関すること。
- 三 教学に関する情報の集約・分析と、それを基とした改善や対策の立案（教学IR）に関すること。
- 四 大学教育全般に係る調査、研究、開発、推進に関すること。
- 五 教職課程、資格取得教育、学芸員資格教育等資格教育のあり方に関すること。
- 六 教養講座の企画、運営に関すること。
- 七 センターの所掌に属する年次、中期及び長期計画並びに自己点検・評価に関すること。
- 八 学修支援に関すること。
- 九 センターの管理・運営に関すること。
- 十 その他、センターの目的を達成するために必要な業務

(組 織)

第4条 センターに、前条の業務を遂行するため、次の部門を置く。

- 一 全学共通教育部門
- 二 教育開発部門
- 三 教学 I R 部門
- 四 資格教育部門
- 五 学修支援部門

2 部門の運営に関する事項については別に定める。

(職 員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長（3名以内）
- 三 部門長
- 四 専任教員
- 五 兼任教員
- 六 その他、必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の副学長又は学長補佐をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本学の教授のうちから、センター長の推薦に基づき学長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理する。

副センター長が、センター長の職務を代理する順位は、あらかじめセンター長が指名する。

- 3 第5条第三号の部門長を兼任することができる。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部門長)

第8条 部門長は、第13条のセンター運営委員会委員又は、センター専任教員のうちからセンター長が指名する。

- 2 部門長は、当該部門の業務を統括する。

(専任教員)

第9条 主として全学共通教育を担当する教員は、センターに所属する。

第10条 前条に規定される専任教員を除き、共通教育を主に担当する学部等教員は、所属学部等を専任、センターを兼任とする。

2 兼任教員はセンター長の推薦に基づき、当該学部教授会等の議を経て、学長が任命する。

第11条 専任教員及び兼任教員は、分担して各部門の業務を行う。

(運営委員会)

第12条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第13条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 部門長
- 四 学科長（ただし、薬学部にあつては、薬学部長が推薦する者1名を加える。）
- 五 学生委員会委員長
- 六 教務委員会委員長
- 七 就職委員会委員長
- 八 教職課程委員会委員長
- 九 センター教務委員
- 十 学務部長

十一 教務課長

十二 その他、学長が必要と認めた者

第14条 運営委員会は、センターに関して次の事項を審議する。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 事業計画に関すること。
- 三 自己点検・評価に関すること。
- 四 その他、センターの運営及び所掌事項に関すること。

第15条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第7条第3項により指名された副センター長が、その職務を代理する。

第16条 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席を持って成立する。

第17条 運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(部門長等連絡会議)

第18条 センターの各部門間の調整、運営委員会の議題を整理するため、大学教育センター部門長等連絡会議を置く。

2 大学教育センター部門長等連絡会議に関する細則は別に定める。

(センター自己点検評価委員会)

第19条 センターに関する自己点検・評価を行うため、大学教育センター自己点検評価委員会を置く。

2 自己点検評価委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第20条 センターに関する事務は、学務部教務課及び経済学部・人間文化学部事務室において処理する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 福山大学大学教育センター規則（平成21年4月1日規則第80号）は廃止する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年11月16日から施行する。

2 福山大学大学教育センター共通教育・専門教育等連携部門運営細則（平成26年4月1日細則第104号）は廃止する。